知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書

世界貿易機関の加盟国は、

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (以下「世界貿易機関協定」という。) 第十条1の規定に従って

採択された一般理事会の決定(文書番号WT/L/六四一)を考慮して、

ここに、次のとおり協定する。

1 この議定書が 4の規定に従って効力を生ずる時に、 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第三十一

条の次にこの議定書の附属書に規定する第三十一条の二を加え、 同協定第七十三条の次にこの議定書の附

属書に規定する附属書を加える。

2 この議定書のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、 留保を付することができ

ない。

3 この議定書は、二千七年十二月一日又は閣僚会議によって決定される同日よりも遅い日まで加盟国によ

る受諾のために開放しておく。

4 この議定書は、世界貿易機関協定第十条3の規定に従って効力を生ずる。

5 この議定書は、 世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、各加盟国に対し、この議定

書の認証謄本及び3の規定によるこの議定書の受諾に関する通告書を速やかに送付する。

6 この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

二千五年十二月六日にジュネーブで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書

通を作成した。

第三十一条の二

- 1 える強制実施許諾については、 前条任に規定する輸出加 及びそれを輸入する資格を有する加盟国に輸出するために必要な範囲において当該輸出 盟国の義務は、 適用しない。 この協定の附属書の2に定める条件に従い、 医薬品を生産 加盟国 が 与
- 2 考慮して、 する資格を有する加盟国の義務は、 する加盟国において同一の医薬品について強制実施許諾を与える場合には、 該輸出加盟国において許諾されている使用が輸入する資格を有する加盟国にとって有する経済的 この条及びこの協定の附属書に規定する制度の下で輸出加盟国が強制実施許諾を与える場合には、 当該輸出加盟国において前条心の規定に基づく適当な報酬が支払われる。 輸出加盟国において前段の規定に従って報酬が支払われる当該医薬 同条的に規定する当該輸入 輸入する資格を有 価値 当 を
- 3 医薬品の購買力を高め、 及びその現地生産を促進するために規模の経済を活用することを目的とし

品については、

適用しない。

産し、 は、 締約 少なくとも半数が国際連合の後発開発途上国の一覧表に現に記載されている国から成るも 十一月二十八日付けの決定 条及び異なるかつ一層有利な待遇、 ある場合には、 開発途上国又は後発開発途上国である世界貿易機関の加盟国が、 国又は後発開発途上 適用し 又は輸入した医薬品を、 ない。 前条分に規定する当該加盟国 このことは、 締約国の市場に輸出することができるようにするために必要な範囲に (文書番号L/四九○三)に規定する地域貿易協定であって、その 関係する健康に関する問題を共有する当該地域貿易協定の 関係する特許権の 相互主義及び開発途上国の一層完全な参加に関する千九百七十九 の義務は、 属地的な性格に影響を及ぼすものではないと了解す 当該加盟国における強制実施許諾に基づい 千九百九十四年のガット第二十四 他 0 0 \mathcal{O} 締約 開 締 お 発途上 約 て生 玉 玉 年 7 で \mathcal{O}

4 第二十三条16及び6の規定に基づいて異議を申し立ててはならない。 加盟国は、 この条及びこの協定の附属書の規定に従ってとられる措置に対し、 千九百九十四年のガッ

る。

5 基づいて有する権利、 この条及びこの協定の附属書の規定は、 義務及び柔軟性 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関 加盟国がこの協定の規定 (前条分及び心の規定を除く。)に

それらの解釈に影響を及ぼすものではない。この条及びこの協定の附属書の規定は、 する宣言(文書番号WT/MIN(○一)/DEC/二)において再確認されたものを含む。)並びに づいて生産される医薬品を前条(f)の規定に基づいて輸出することができる範囲に影響を及ぼすものでは 強制実施許諾に基

ない。

附属書

1 第三十一条の二及びこの附属書の規定の適用上、

(a) 号WT/MIN(○一)/DEC/二)の1において認められる公衆の健康に関する問題に対処する ために必要とされる医薬分野の特許を受けた物又は特許を受けた方法によって生産された物をいう。 医薬品には、 「医薬品」とは、 その生産のために必要な有効成分及びその使用のために必要とされる診断用品を含むも 知的 所有権の貿易関連 $\overline{\mathcal{O}}$ 側面に関する協定及び公衆の健康に関する宣言 (文書番

注 この①の規定は、心の規定の適用を妨げるものではない。

のと了解する。

注

(b) いう。 関連知的所有権理事会に対して第三十一条の二及びこの附属書に規定する制度 1 て「当該制度」という。)を輸入国として利用する意図を有する旨の通告 「輸入する資格を有する加盟国」とは、後発開発途上加盟国並びにその他の加盟国であって、 加盟国は、 全面的に又は限られた範囲で、例えば、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場 (注1)を行ったものを (以下この附属書にお 貿易

ŧ 国家の緊急事態その他 合又は公的な非商業的使用の場合にのみ、 いことに留意し、 のと了解する。 他 の 一 部 0 の加盟国 極度の緊急事態の場合に限ることを表明していることに留意する。 部の加盟国は、 (注 2) は、 輸入する資格を有する加盟国として当該制度を利用するの 当該制度を利用する旨の通告をいつでも行うことができる 輸入する資格を有する加盟国として当該制度を利用しな は

注 1 当該制度を利用するために、 この通告が世界貿易機関の内部機関によって承認される必要はないものと了解する。

注 2 オーストラリア、カナダ、 欧州共同体並びに第三十一条の二及びこの附属書の規定の適用上はその構成国、 アイスラン

ド、日本国、ニュージーランド、ノルウェー、スイス並びにアメリカ合衆国

(c) 資格を有する加盟国に輸出するために当該制度を利用する加盟国をいう。 「輸出加盟国」とは、輸入する資格を有する加盟国のために医薬品を生産し、 それを当該輸入する

2 第三十一条の二1の条件は、次のとおりとする。

(a) 輸入する資格を有する加盟国(注1)は、貿易関連知的所有権理事会に対して次の条件を満たす通

告(注2)を行う。

注 1 第三十一条の二3に規定する地域的な機関は、 当該機関の構成国であって当該制度を利用する輸入する資格を有する加

盟国であるもののために、 当該機関の構成国の同意を得て、この回の規定に従って要求される情報を提供する通告を共同

注 2 当該制度を利用するために、この通告が世界貿易機関の内部機関によって承認される必要はないものと了解する。

(i) 必要な医薬品の名称及び予測される数量を通告において特定すること(注)。

世界貿易機関事務局は、この通告を、世界貿易機関のウェブサイトの当該制度のために供されるページを通じて公に

利用可能とする。

注

(ii) 医薬分野における生産能力が不十分であるか又は生産能力がないことをこの附属書の付録に定める 後発開発途上加盟国以外の輸入する資格を有する加盟国にあっては、 自国が、 関係する医薬品の

(iii) 医薬品が自国の領域において特許を受けている場合には、第三十一条及び第三十一条の二並びに

いずれかの方法によって立証したことを通告において確認すること。

この附属書の規定に従い、 強制実施許諾を与えているか又は与える意図を有していることを通告に

おいて確認すること(注)。

注 この⑪の規定は、第六十六条1の規定の適用を妨げるものではない。

- (b) 当該制度の下で輸出加盟国が与える強制実施許諾には、 次の条件を含めるものとする。
- (i) することができること、及び貿易関連知的所有権理事会に対してそのニーズを通告した輸入する資 格を有する加盟国に対して生産量 輸入する資格を有する加盟国 のニーズを満たすために必要な量のみを強制実施許諾に基づき生産 の全部を輸出すること。
- (ii) 格に重大な影響を及ぼさない場合には、そのような方法により当該医薬品を識別すべきである。 医薬品自体を特別な色若しくは形状とすることによって識別することが実行可能であり、 該制度の下で生産されたものとして明確に特定すること。供給者は、 強制実施許諾に基づいて生産された医薬品を、 特定のラベル又はマークを付することにより、 特別の包装を行い、 カュ 又は当該 つ、 価 当
- (iii) 船積みが始まる前に、 (i) の規定により各仕向地に供給される量 強制実施許諾を得た者がウェブサイト(注)に次の情報を掲示すること。
- iiの規定による医薬品の特徴
- 注 強制実施許諾を得た者は、この目的のため、 自己のウェブサイト又は世界貿易機関事務局の援助を得て世界貿易機関

のウェブサイトの当該制度のために供されるページを利用することができる。

(c) 所、 理事会に通告する 輸出加盟国は、 強制実施許諾が与えられた医薬品及びその量、 強制実施許諾 (注1、注2)。 (それに附帯する条件を含む。)を与えたことを貿易関連知的所有権 提供する情報には、 当該医薬品が供給される予定の国並び 強制実施許諾を得た者の氏名又は名称及び に 強制実施 住

注 2 注 1 世界貿易機関事務局は、 当該制度を利用するために、 この通告を、 この通告が世界貿易機関の内部機関によって承認される必要はないものと了解する。 世界貿易機関のウェブサイトの当該制度のために供されるページを通じて公に利

許諾

の期間を含む。

通告には、

(b) iii に規定するウェブサイト

のアドレスも表示する。

3 その実施を促進するため、要請に応じ、かつ、相互に合意した条件により、 康のために使用されることを確保するため、 後発開発途上加盟国であるものがこの3の規定を実施することが困難である場合には、 輸出を防止するための合理的な措置をとる。 力及び貿易の転換の生ずる危険度に応じて、 輸入する資格を有する加盟国は、 用可能とする。 当該制度の下で輸入される医薬品がその輸入の基礎を成す公衆の健 輸入する資格を有する加盟国であって開発途上加 当該制度の下で自国の領域に実際に輸入された医薬品 自国のとり得る手段の範囲内で、 技術協力及び資金協力を提 カ つ、 自国 先進加盟国 \mathcal{O} 行 政 盟国又は Ê は、 \mathcal{O} 0 再 能

供する。

4 自国 易関連知的 されているといずれ 的手段を利用可能とすることを確保する。 を防止するため、 加盟国 の市場に仕向地が変更されたものが自国の領域に輸入され、 は、 所有権理事会で検討することができる。 当該制度の下で生産された医薬品であって第三十一条の二及びこの附属書の規定に反して この協定により既に利用可能とすることが要求されている手段を用い かの加盟国が考える場合には、 このような手段がこの 当該 () ずれか 及びその領域において販売されること の加盟国 目的のために不十分であることが $\overline{\mathcal{O}}$ 要請により、 て、 この問題を貿 効果的な法 証明

5 されるべきであることが認められる。このため、先進加盟国は、第六十七条の規定に従い、 他 医薬品 第三十一条の二3に規定する加盟国に適用される広域特許の付与について定める制度の発展が の関連する政府間機関との連携による技術協力を含む。)を提供することを約束する。 の購買力を高め、 及びその現地生産を促進するために規模の経済を活用することを目的とし 技術協力 促進

6 克服するため、 加盟国は、 医薬分野における生産能力が不十分であるか又は生産能力がない加盟国が直面する問題を 医薬分野における技術の移転及び能力の開発を促進することが望ましいことを認める。

定に従って行われる活動その他貿易関連知的所有権理事会の関連する活動において協力することを約束 することが奨励される。加盟国は、医薬分野における技術の移転及び能力の開発に特別な注意を払っ て、第六十六条2及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関する宣言の7の規 このため、輸入する資格を有する加盟国及び輸出加盟国は、この目的を促進するように当該制度を利用

7 検討し、及び一般理事会に対して当該制度の運用について毎年報告する。 貿易関連知的所有権理事会は、 当該制度の効果的な運用を確保するために当該制度の実施状況を毎年

する。

後発開発途上加盟国については、 医薬分野における生産能力が不十分であるか又は生産能力がないもの

とみなす。

その他の輸入する資格を有する加盟国については、 関係する医薬品の生産能力が不十分であるか又は生

産能力がないことを次のいずれかの方法によって立証することができる。

(i) 当該輸入する資格を有する加盟国が、 医薬分野における生産能力がないことを立証したこと。

(ii) 当該輸入する資格を有する加盟国が医薬分野における生産能力を有する場合には、 当該輸入する資

格を有する加盟国が、この生産能力を調査し、及びこの生産能力(特許権者の所有又は管理に係るも

のを除く。)が自国のニーズを満たすためにその時点において不十分であると認定したこと。この生

産能力が当該輸入する資格を有する加盟国のニーズを満たすために十分になったことが立証される場

合には、当該制度は、適用しない。